

島根県労働者福祉協議会 平成30年度要請に対する回答 (平成29年12月6日)

番号	要 請 事 項	回 答	課 名
1 (1)	<p>「労働者福祉運動の育成・強化」について 労働者福祉の充実について</p> <p>① 当協議会は、「安心できる福祉社会」の実現をめざし、広く勤労者の福祉向上の活動に取り組んでおります。つきましては、勤労者に対する相談・助言活動、就労支援・職業紹介、講座・セミナー・啓発活動、調査・研究活動等、県下各地域での勤労者福祉活動を充実させるため、総合的な支援を要請します。</p> <p>② 活動領域の拡がりとともに、県各部署との意見交換が必要となっています。引き続き、各部署との意見交換の機会をいただき、県下勤労者の自主福祉運動の推進及び発展に寄与する活動にご助言・ご支援をいただきますよう要請します。</p>	<p>① 就業の促進及び就業環境の整備等、労働者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たしている役割は重要と認識しており、それぞれの分野で連携し、予算等を通じて支援していく考えです。</p> <p>② 貴会とは、従来から意見交換等を実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。</p>	雇用政策課
(2)	<p>「くらしサポートセンター島根」事業への支援について</p> <p>当センターの事業は、労働・生活全般にかかる相談のワンストップ解決サービスを目的としています。厳しい社会経済・雇用環境のもとで相談者からの相談内容も複雑化・多様化しており、サービス充実のためには、情報収集に加え、相談員体制の充実、スキルアップ及び関係先との連携・ネットワーク機能の強化と周知活動が必要です。つきましては、引き続き、実務的な情報提供や連携強化への協力を要請します。</p> <p>実績 2016年 労働相談 550件 生活相談 430件 合計 980件 2017年 労働相談 455件 生活相談 326件 合計 781件 (いずれも各年1月～10月までの実績)</p>	<p>「くらしサポートセンター島根」事業については、労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有意義な事業であると認識しております。</p> <p>島根県雇用政策課でも労働相談の窓口を設けており、くらしサポートセンター島根とも情報交換を行いながら連携を深めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課
(3)	<p>2018年度(平成30年度)の事業費補助金の交付について</p> <p>「くらしサポートセンター島根」の相談・助言活動、勤労者の豊かなセカンドライフのためのライフプランセミナー、機関誌・広報活動、メーデーへの助成等、当協議会の公益活動について、今年度と同額の事業費補助金の交付を要請します。</p> <p>2018年度 要請額 300万円 事業開始予定年月日 2018年4月1日 事業完了予定年月日 2019年3月31日</p>	<p>「くらしサポートセンター島根」事業をはじめ、貴会が来年度実施を予定している事業については、労働者福祉の向上を図るうえで効果的な事業だと認識しており、来年度当初予算の編成にあたっては、必要な予算を確保するよう努めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課

2	<p>中高年齢者就業支援事業の継続について</p> <p>少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少に加え、若者の進学や就職による県外への流出等により、県内企業における人材不足が懸念されるなかにあつて、中高年齢者就業支援事業は、雇用の確保に向けた具体的な取り組みとして引き続き重要な施策と認識します。</p> <p>つきましては、平成27年10月より開始された「中高年齢者就業支援事業」の継続ならびに、県内企業・経営者団体に対する中高年齢者雇用促進にかかる啓発活動の強化を要請します。</p>	<p>貴会に委託している中高年齢者就業支援事業においては、現在、県内企業等から中高年齢者に対する多くの求人が寄せられており、就職者数も昨年同期に比べ約1.8倍増の実績があがっています。</p> <p>働く意欲のある中高年齢者のスキル、経験を活かした雇用の場を拡大していくことは、県内企業の人材確保に寄与するものと考えており、引き続き本事業の継続に向けて予算の確保に努めてまいります。</p> <p>また、今後さらに中高年齢者の雇用の場を拡大していくためには、柔軟な働き方等に対する企業の理解が必要であることから、今後も貴会と連携し、あらゆる機会を通じて企業等への啓発に努めてまいります。</p>	雇用政策課
3	<p>「格差・貧困社会の是正、ナショナルミニマムの保障、セーフティネットの強化」について</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援制度の充実と就労支援に向けた体制強化</p> <p>地域住民の生活実態に照らして対応すべき以下の課題について、早期に検討・実施を図られるよう要請します。</p> <p>① 生活困窮者や複合的に課題を抱えた人たちに対して、「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続的支援」という本旨の徹底をはかること。</p> <p>② 市町村に対して、福祉分野にとどまらずワンストップで対応し、早期に問題解決できるよう部局横断的かつ総合的に取り組む体制や、官民協働の幅広いネットワークを構築するよう支援すること。</p> <p>③ 就労支援事業等の任意事業の必須化も視野に入れつつ、県として積極的な役割を発揮し、広域連携を促進する等、就労準備支援事業未実施の市町村への支援を行うこと。</p>	<p>① 生活困窮者自立支援制度は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を制度の目標としています。</p> <p>県としても、要請の事項はこの目標を達成する上で重要と考えており、会議や研修を通じてこうした考え方の浸透を引き続き図ります。</p> <p>② 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立支援に当たっては、地域の関係団体・機関や庁内の部局と緊密に連携することが重要です。</p> <p>相談者が雇用関係上の問題を有している場合は、専門機関（労働行政の機関や就職サポートセンター島根など）へ相談することで速やかな解決につながることを期待されます。</p> <p>市町村に対してはこうした各種相談機関の情報を提供し、労働問題を含む幅広い課題に対応できるよう支援していきます。</p> <p>③ 現在任意事業である就労支援準備事業や家計相談支援事業が、必須事業化された場合は、現在国で審議されている状況を踏まえ、県としては法改正により示される事項について具体的な手法も含めて考えていきます。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p>

<p>④ 就労支援を促進するため、市町村に対して、支援員の確保や体制強化を図るとともに、福祉部局と雇用部局との連携や、就労の受け皿となる協同組合、NPO法人、企業への支援を進めるための情報提供や支援を行うこと。</p>	<p>④ 各市町村とも、この制度に基づき就労支援員を配置しているところですが、県としては、今後とも、地域の実情に応じ適切な体制を確保するよう各市町村に呼びかけています。</p> <p>また、就労支援にあたっては、ハローワークとの連携も必要であるので、労働局やハローワークが参画している、生活保護受給者等就労自立促進協議会において実施されるチーム支援がより実効あるよう会議等でも周知していきます。</p> <p>就労や就労体験の受け入れ先に対しては、事業者任せにするのではなく自立支援機関がフォローすることが重要ですので、市町村に対して引き続きこうした考えを説明していきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>⑤ 相談・就労支援に従事する人材の育成を計画的に進めるとともに、労働相談等様々な相談にも対応できるようなマンパワーの確保が図られるよう、相談にあたる担当者との情報の共有や制度の運営状況の把握を通じた支援・助言を行うこと。</p>	<p>⑤ 相談者が労働問題を抱えている場合は、これに的確に対応することが必要であり、担当職員研修等により必要な知識の浸透を図るほか専門機関との連携を図るよう周知していきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>⑥ 支援対象者は経済的困窮者に限定せず、アウトリーチを含め可能な限り社会的孤立への対応が図られるよう市町村と連携すること。</p>	<p>⑥ この制度は、現に経済的に困窮している方を対象としていますが、所得要件等を設けるものではなく、複合的な課題を抱えた生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう幅広く対応することが必要です。また、自らサービスにアクセスできない方も多いと考えられることから、アウトリーチを含めた早期支援を図ることが重要です。</p> <p>県としては、会議や研修を通じてこうした考え方の浸透を図ります。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>⑦ 生活状態が逼迫している相談者に対する食糧・住居等に関する緊急支援にワンストップで対応し、早期に問題解決が図られるよう、縦割りになっている各種支援制度の集約再編などの改善を進めるよう市町村への支援・助言を行うこと。</p>	<p>⑦ 生活困窮者の抱える課題は複雑であり、相談内容によっては、地域の関係団体・機関や庁内の部局との緊密な連携が重要です。各種支援制度の集約再編などは、市町村が判断されるべき事柄ですが、県として先進的な自治体の情報提供等を引き続き行い、相談者の視点での利便性の向上に向けての助言等は引き続き行っていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>⑧ 市町村が広域連携の促進などを通じて、任意事業の実施を高めることができるよう支援するとともに、国に対して国庫補助率の引き上げ等必要な財政措置をとるよう要請すること。</p>	<p>⑧ 県では市町村に対して任意事業の情報提供を行い実施団体は増えています。今後も、市町村の課題を把握して必要な対応に努めます。</p> <p>また、全国知事会や国のヒアリングを通して要請を行ったところです。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>⑨ 生活保護が必要な方は生活保護制度につなぐべきであり、福祉事務所においても相談者を遠ざける恣意的な運用とならないよう、市町村に対して支援・助言を徹底すること。</p>	<p>⑨ 生活保護法による援護が必要な場合は、確実に生活保護を所管する窓口につなぐことが必要です。県としては、会議や研修会の機会を通じて、引き続き、こうした考え方の浸透を図っていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>

(2)	<p>ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ</p> <p>① 市町村に対し、生活保護制度の生活扶助基準に準拠する諸制度について、住民生活への影響を最小限にとどめるため、従前と同水準の支援を堅持する措置を講じるよう協力要請を行うこと。</p>	<p>① 県では、国から示されている「それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応する」という基本的な考え方を踏まえ、対応しているところです。</p> <p>また、市町村に対しても、国の基本的な考え方を踏まえ、適切に対応されるよう、依頼しています。</p>	健康福祉総務課
(3)	<p>人間としての尊厳が保障され、利用しやすい生活保護制度への改善</p> <p>社会的に孤立した人々を包み込み「支え合う」地域社会の実現のために、各市町村・福祉事務所へ、次の事項について働きかけられるよう要請します。</p> <p>① 生活保護の実施機関に対し、生活保護を必要とする人の申請権の行使と受給が可能となるよう、地域住民への制度周知や実施機関での申請書類常備等、地域住民のアクセスと運営体制の改善・充実を図ること。</p> <p>② 生活保護の実施機関に対し、申請権（保護請求権）や受給権を侵害する違法な運用（いわゆる水際作戦）を行わず、窓口での申請抑制や扶養強制を招かないよう、生活保護法の本来の趣旨に沿った適切な運用を徹底すること。</p> <p>③ 生活困窮者自立支援事業等の業務拡大・高度化を踏まえて、生活保護に対応するケースワーカーの増員を図るとともに、職員の専門性を高める措置を講ずること。（生活困窮者自立支援事業の外部委託を除く自治体に対して）</p>	<p>① 生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、生活保護制度の仕組みについて丁寧な説明を行い、保護申請の意思を示した方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うよう、生活保護の実施機関に対し指導しているところです。</p> <p>今後も、制度周知や、民生委員、生活困窮者自立相談支援機関など関係機関との連携により、生活保護を必要とする方の申請権が適切に行使されるよう指導します。</p> <p>② 生活保護の実施機関に対し、生活保護を必要とする方の申請権や受給権が抑制されることのないよう指導しています。</p> <p>また、扶養の履行が期待できない者、あるいはDV当事者に対しては、直接扶養照会を行うことなく保護を実施するよう指導しているところであり、今後も、法の趣旨に沿った適切な運用が行われるよう指導を徹底します。</p> <p>③ ケースワーカーが生活困窮者自立支援事業等、生活保護以外の業務にも従事することにより、事務処理などに支障をきたすおそれがある場合は、生活保護の実施機関に対し、適正な人員を確保するよう助言するとともに、専門性向上のために社会福祉主事の資格取得や各種研修会への参加について努めるよう、引き続き働きかけます。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p>

<p>(4)</p>	<p>経済的理由で夢を断念させない～教育・人材育成での機会均等 貧困の連鎖を防止する観点と経済的理由で子供の夢を断念させないため、以下の施策を実施されるよう要請します。</p> <p>① 県として、経済的理由によって就学が困難な者の就学に向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関し開かれた相談窓口の整備・拡充をはかること。</p> <p>② 県として、国に対して、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに国による給付型奨学金制度のさらなる拡充と、貸与型奨学金にあっては無利子奨学金の大幅な拡充等を働きかけること。</p> <p>③ 県として、国の奨学金制度を補う観点から、独自の給付型奨学金制度や有利子奨学金の利子補給制度のさらなる充実・改善を図ること。</p>	<p>① 経済的理由によって就学が困難な者が必要な支援を受けられるよう、各種支援制度や奨学金制度の利用について、各学校において入学時、進級時に文書を配布したり、県のホームページで情報提供するなど適宜周知を図っています。</p> <p>②③ 日本学生支援機構の奨学金制度の改善については、中国知事会や全国公立大学設置団体協議会を通じて国に対して要望をしています。大学生等を対象とする給付型奨学金制度の拡充についても、全国知事会などを通じて国に対して要望をしています。高校生や大学生等に対する県独自の給付型奨学金制度については、中山間地域・離島の企業等へ就職し、実務経験を通じて国家資格等の取得を目指す場合、奨学金の返還額の全部又は一部を助成する制度を創設し、この10月から募集を開始しました。また、高校生を対象とする奨学のための給付金制度について、国への重点要望において更なる充実を要望しており、文部科学省の平成30年度予算案では、第1子扱いの給付額の増額が盛り込まれています。</p>	<p>総務部総務課 学校企画課</p> <p>総務部総務課 学校企画課</p>
<p>4</p>	<p>消費者行政の充実について 消費者被害は、消費者のみならず善良な事業者を含めた県民全体に及んでおり、特に高齢者を対象とした悪質商法や特殊詐欺が横行しています。悪質商法や詐欺被害根絶のため、消費者行政の充実を更に図られるよう以下の事項を要請します。</p> <p>(1) 消費者行政予算の確保、消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化、行政処分執行体制の強化など、県消費者行政の充実・強化を図ること。</p>	<p>県では、平成27年4月から消費生活相談員を1人増員し、消費生活に係る相談体制の充実を図り、学校や公民館等に相談員等を講師として派遣する出前講座の実施回数を増やすとともに、新聞、テレビ、ラジオ等を利用した情報発信や警察・県連合婦人会の協力を得て、高齢者宅等へのチラシの直接配布などの啓発に積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成29年1月からは、電子メールによる相談も受け付けており、相談者の利便性の向上も図っております。</p> <p>高齢者の消費者被害防止については、高齢者を地域で見守る体制づくりが求められることから、各市町村における「地域見守りネットワーク」の構築を働きかけているところです。</p> <p>今後も、県民の方が安心して生活できるよう、必要な予算の確保、相談員のスキルアップ、不当取引専門指導員による事業者への指導など消費者行政の充実・強化に引き続き取り組んでまいります。</p>	<p>環境生活総務課</p>

5	<p>中小企業勤労者の福祉格差の是正について 中小企業労働者の福利厚生格差を是正するため、以下の事項を要請します。</p> <p>(1) 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、島根県東部勤労者共済会・島根県西部勤労者共済会が更に魅力あるサービス提供ができるよう、県としての支援・助言等積極的な役割を發揮すること。</p> <p>(2) 中小企業退職金共済制度の積極的な普及と加入促進に努めること。</p>	<p>(1) (一財) 島根県東部勤労者共済会及び(一財) 島根県西部勤労者共済会が安定した運営を継続し、魅力あるサービスを提供していくには、今後とも経営改善や自主財源確保のための会員加入の促進していく必要があります。 県としては、各勤労者共済会への会員加入の促進を図るため、引き続き、事業啓発及び商工団体等への巡回訪問等を実施し、安定した運営ができるよう支援していきます。</p> <p>(2) 中小企業退職金共済制度については独立行政法人勤労者退職金共済機構において運営されていますが、県でもホームページや広報誌、「企業支援施策ガイドブック」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。 また、中退共普及推進員と連携し、加入促進にも努めています。 中小企業退職金共済制度は、国に指導・監督権限があるものであり、県には直接の権限はありませんが、今後も適正な制度の普及に努めていきます。</p>	<p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p>
---	---	---	---------------------------

<p>6 暮らしの安全・安心の確保</p> <p>国内では年間28百万トンの食品由来の廃棄物が発生しており、そのうち約642万トンは、まだ食用として活用できるものとされています。この食品のロスと廃棄をめぐる状況は、世界的にも深刻化しており、環境への負荷も大きな社会問題になっています。</p> <p>一方、格差・貧困が拡大するなか、生活困窮者自立支援制度においても、急迫状態にある人への食糧支援の相談が増加していることへの対処が求められる状況にあります。</p> <p>つきましては、食品廃棄物削減対策ならびに、食糧支援を必要とする人への県内の支援体制強化に向けた、以下の事項にかかる県としての対応を伺います。</p> <p>(1) フードバンク活動の促進</p> <p>① 食品廃棄・ロスを削減し食品として有効に活用する観点から、フードバンクを「新しい公共」の担い手として積極的に位置づけ、フードバンクに関する研究会の開催等、地域における取り組みに向けた検討を開始すること。</p> <p>④ フードバンク活動（新規団体含む）を促進・普及するための支援策、補助事業を創設・拡充すること。</p> <p>⑤ 食品関連企業や物流企業のフードバンクへの支援を促進するためインセンティブとして、CSR（企業の社会的責任）評価の仕組みや助成制度等を検討すること。</p> <p>② 災害時における食糧支援システムとしてフードバンクを戦略的に位置づけ、平常時は福祉支援と災害訓練に、災害時はそのままフードバンクのインフラ（基幹物流、地域物流網）が活用できるようシステムの構築を図ること。</p>	<p>食品ロスの削減は、焼却処分による環境への負荷や、わが国が食糧の多くを海外からの輸入に頼っている状況から、重要な課題と認識しています。</p> <p>①、④及び⑤ 農林水産省が、食品ロス削減を図る一つ的手段としてフードバンク活動を推進しており、フードバンク活動の推進・強化に向けた取組みに対し、次の支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者、フードバンク活動団体、社会福祉法人等で構成される検討会の設置や研修会の開催などへの支援 ・未利用食品を運搬するためのハンドリフトやレンタカー、一時保管するための倉庫の賃借など、フードバンク活動への支援 <p>また、フードバンクへの寄附（食品等を含む）については、食品関連企業等のフードバンクへの支援を促進するインセンティブの一つとして、損金算入等の税制上の措置があります。</p> <p>② 市町の社会福祉協議会等が取り組んでいる経済的困窮者等に対する緊急的な食糧支援では、災害時の支援は想定されていないため、市町村と協議の上、今年度より、平常時から社会福祉協議会との間において、県、市町村の食料、飲料水の備蓄状況の情報共有を始めています。</p>	<p>農林水産総務課</p> <p>防災危機管理課</p>
--	--	-------------------------------

<p>③ 自治体の備蓄米・食料等を活用してフードバンクへの食糧安定供給を図るとともに、基幹・地域物流網整備への支援を行うこと。</p> <p>⑥ 子ども食堂や福祉事務所窓口での困窮者へのフードバンク食品の提供、パントリー施設の整備、食品ロスの削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進すること。</p>	<p>③ 県の防災備蓄物資については、賞味期限が1年未満となったものを、その期限が到来する前に、島根県社会福祉協議会を通じて、生活困窮者への食糧支援に取り組まれている市町の社会福祉協議会に提供するほか、県、市町村等が実施する防災訓練や研修会などで有効に活用しています。</p> <p>⑥ 福祉的な視点では、子どもたちの居場所作りとしての「子ども食堂」の状況を把握し、また、福祉事務所窓口で緊急的に食糧提供が必要な場合は、フードバンクの利活用についても、生活保護の監査等で伝えていきます。</p> <p>なお、県では、廃棄物の発生を少なくする取組みの強化に向けて県民の意識向上をめざしており、食品ロスに由来する廃棄物についても関係機関等と連携を図りながら、普及啓発に努めていきます。</p>	<p>防災危機管理課</p> <p>地域福祉課</p> <p>環境政策課</p>
--	--	--